

京都大学	博士（法学）	氏名	黄 琴唐
論文題目	民国北京政府時期における新しい家秩序の展開——尊長権限の解体と再構築に着目して		
（論文内容の要旨） 中華民国成立前の伝統中国では、親族全員が尊卑長幼の関係の網の中に配置され、尊長が卑幼に対して持つ統制権限が親族秩序（宗族秩序）の全体を貫き、また家秩序の主軸をなしていた。しかし、このような尊長権限は、清末に行われた法律改革をきっかけに揺るぎ始め、中華民国に入ると更に解体されたり再構築された。本論文は、中華民国北京政府時期（1912年～1928年）における尊長権限の変化に着目し、当時の家の法的秩序の変容について研究するものである。 第一章では、伝統中国法における尊長権限と清末におけるその改革について論じた。まず伝統中国法において家の主が持つ尊長権限の内容及びその特徴について述べ、次いで清末の訴訟法・刑法・民法草案の起草過程で起こった尊長権限の維持に関する議論をまとめる。その上で草案中に見える尊長権限の内容を、特に刑法典における尊長権威の衰退と、親属法草案における尊長権限の縮減という両側面から分析し、最後にこれら新法典（草案）の中華民国北京政府時期における位置づけを論ずる。 中華民国成立後も新たな民法典はなかなか制定されず、尊長権限の改造と新しい家秩序の構築は主として司法実務面で進められた。そこで第二章から第四章では主に北京政府時期の大理院（最高裁判所に相当する）の判例と解釈例を素材に、その変化の様相を親権、婚姻に関する尊長権限、家長権という三つの側面から分析した。 第二章では、大理院によって構築された親権制度を解明し、第一節で親権の帰属と親権行使の原則及びその例外、第二節で親権の内容、そして第三節で親権喪失の原因について論じた。親権は父母（実親または嗣父母、養父母、嫡母、繼母、慈母）に専属するものであり、単独行使を原則とし、父が母に、嫡母が実母に優先して行うものの、例外として子の利益を保護するために母が父に、実母が嫡母に優先して行うこともあった。また親権は父母の権利であるのみならず、同時に義務でもあるとされた。更に、子の利益保護の精神を貫徹するため、親権者に対する監督と親権喪失宣告という措置も取られていた。 第三章では、大理院によって改造された婚姻に関する尊長権限を分析し、第一節で主婚権（婚約締結権と定婚同意権）の位置づけと帰属、そして第二節で主婚権のあり方とその効力、第三節で離婚に際する尊長の影響力について論じた。まず主婚権は引き続き認められたものの、その内実は従来と変わっており、男女本人に実質的に強い影響を与える主婚権の行使は主婚権者が直系尊属			

である場合に限られ、また主婚権の行使も相当な制限を受け、基本的に成人した男女本人の意志が尊重されるようになった。そして離婚の場合には、伝統法と異なり尊長が卑幼の離婚に干渉する権限全般が否定された。

第四章では、大理院によって再編成された家長権を分析し、第一節で家長誰もが持つ一般的な家長権について、第二節で直系尊属である家長のみが持つ特殊的な家長権について論じた。当時、親族尊長の尊長権限は殆ど解体され厳密な宗族秩序は破られてしまっていたが、同居している直系尊長の権限についてはかなりの程度まで認められていた。その様子は一見したところ直系家族型の家秩序の統制が相対的に重視されたかにも見えるが、それらの家長権限の行使は、権利濫用禁止の法理によって制限され、裁判所が当事者の請求によってその権利の不当な行使を是正することもできた。

第五章では、尊長権限の解体と再構築の視点から家秩序の変革の行方について論じた。当時、思想界では「新文化運動」が展開し、伝統文化に対し全般的な批判を行い、西洋思想を高く評価する動きが起こっていた。大理院も、伝統法の系譜に属する『大清現行刑律』の枠組みの中で新しい家秩序と倫理観を構築していた。ところが同じ国家機関の行政部門はそれと反対の方向へ向かい、伝統の綱常と尊長権威のある程度の回復を図っていた。このように、国家組織の内部においてかなり異なる価値指向が並存しており、それは西洋法の継受の大きな妨げとなり、法律世界と現実世界との落差を形成していた。

終章では、本書全体の議論を振り返った。伝統中国では、尊長が卑幼に対し多種多様な権限と権威を有し、人々は人倫関係の中にある役割に基づいて自分の本分を尽くし、それによって、家秩序・宗族秩序ないし国家秩序の安定を成し遂げるものとされていた。そこでは尊長に対する順従は、それらの秩序維持のための道具であると同時に、その秩序の中味それ自体でもあった。それに対し、近代西洋法へ向かって進んでいく過程で、民国北京政府の大理院は、尊長権限を持つ者を法律面で殆ど直系尊属、特に同居している直系尊属に制限し、宗法的な家秩序及び親族秩序を破ってきた。更に家の内部においても、尊属の権威と卑属の利益を調和し、尊属の権利の濫用を禁止した。こうしたあり方の下では、尊属に対する卑属の順従は、宗族秩序ないし国家秩序とはもはや関係なく、また家秩序自体でもなく、単に同居共財の生活の安定を保証し、また少なくとも理念的には卑幼の利益保護を確保するための手段に過ぎなくなる。この新しい家秩序の構築の過程で、家秩序は親族秩序から独立し、家族員個人も家秩序の中で主体性と一定程度の平等及び自由を手に入れた。

(論文審査の結果の要旨)

清末以来、西洋近代法の影響を受けて、中国でも家族法の改革が始まった。ただ近代化に際し封建的な家父長権の制限をさっそく主題となしえた日本と異なり、中国では固有の複雑な問題が存在した。

と言うのも伝統中国では家は同居共財の規範に従って共産的に暮らす生活集団に過ぎず、その範囲は家産分割手続きを通じて随意に変更しえた。それに対して家族員の行為についての各種の統制権限は、中国特有の男系血縁秩序（宗秩序）の中で尊長が卑幼に対して持つ身分的特権として構成されており、その範囲は家の枠を超えて大きく広がる。近代家族を作る為には、尊長権限の内容の変更と共に、尊長権限を持つ人間の範囲を家内部に集中する必要もあった。

それに加えて立法の不備の問題がある。清末段階で近代的な内容を持つ草案が幾つも作られたが、大半は強硬な反対に遭って制定に至らず、中華民国初期の裁判官は、1929～31年に中華民国民法典の各編が順次制定公布されるまで、旧時代の大清現行刑律の中の民事に関係する法条（の刑罰規定を除いた部分）を、「民事有効部分」として暫定的に民事裁判の法源とすることを迫られた。

本論文は、こうした困難の中で、大理院（最高裁判所）の裁判官達が、清末の草案の中に見える新しい考え方を「法理・条理」という形で裁判の中に導入し、宗秩序をベースに作られている「民事有効部分」を換骨奪胎しつつ、上記の課題を解決していった姿を、現在整理の途上にある大理院の民事裁判史料（判例と解釈例）を大々的に用いて明らかにするものである。

第一章で伝統中国法における尊長権限の内容を紹介し、また清末民国初期における立法状況を説明したあと、第二章では大理院が判例を通じて新しい親権制度を作り上げて行く様子が、第三章では卑幼の婚姻に関して「主婚」権（婚姻締結権や同意権）を持つ尊長の範囲が次第次第に制限されると共に、結婚する男女本人の意思が次第次第に重きをおかれるようになる様子が、第四章では大理院によって再編成された家長権限の実態が分析される。そして第五章では、当時の言論界や行政部門の動向が紹介され、それらの中で司法部が置かれた困難な位置が説明される。

援用する裁判事例の選択や紹介方法、及び理論構成の洗練度になお多くの改良の余地を残すものの、従来は新立法に至るまでの過渡期として見過ごされていた時期を取り上げ、未開拓の裁判史料を用い、そこで粘り強く行われていた裁判官達による理論的な営為に新たな光を当てた功績は十分に評価に値する。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であ

ると認められる。

また、平成29年8月21日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。